

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月18日 16時25分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣島北方沖（東シナ海） 石垣御神埼灯台から真方位354° 166海里付近 （概位 北緯27° 12.1′ 東経123° 44.9′）
事故の概要	漁船第二十一宝生丸は、南西進中、また、漁船JINN SHING NO.21は錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十一宝生丸、164トン 122598、有限会社宝積水産 B 漁船 JINN SHING NO.21（台湾籍）、42.03トン CT3-4024、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長、五級（航海）（旧就業範囲） B 船長（台湾籍）、漁船三等船長免状（台湾発給）
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾部ブルワークに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、約7ノットの対地速力で自動操舵により南西進中、単独で船橋当直についていた船長Aが、前直者の機関員から周囲に他船がないことを聞いていたので、時折、周囲を見ながら、ファクシミリを操作していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、レーダーを作動させ、錨泊していた。 単独で船橋当直についていた船長Bは、大きな揺れを感じ、A船と衝突したことを知った。
分析	A船は、南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、ファクシミリを操作していて船首方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路に他船

	<p>はいないと思い、船首方の見張りを適切に行わずに航行を続け、また、船長Bが、周囲の見張りを適切に行わずに錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、他船がないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 船橋当直引継ぎの際は、前直者と次直者とで周囲の状況の確認を確実にし、他船の見落としを防止すること。</li><li>・ 錨泊中であっても、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>